

集会室使用規則

この規則は、朝日プラザシティサザンコーストA棟管理規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、朝日プラザシティサザンコーストA棟内の集会室の有効利用を図り公正かつ円滑な使用を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（対象集会室）

第1条 本規則の対象となる集会室は、以下の建物とする。

- ① A棟1階集会室
- ② A棟2階集会室

（使用時間）

第2条 集会室の使用時間は、原則として午前10時から午後9時までとする。使用時には、使用準備、使用後の整理、整頓、清掃等に要する時間を含むものとする。

（使用の目的）

第3条 集会室は、区分所有者及び占有者（以下「区分所有者等」という。）が次の各号に掲げる目的のために使用する。

- ① 管理組合の集会、会議等の使用。
- ② 区分所有者等の自治会活動。
- ③ 親睦、文化厚生を目的として行う講演、読書、美術、茶道、華道、洋裁、手芸等の懇談会、講習会、文化教室、健康診断等。
- ④ 営利を目的として行う学習塾等。（以下、本号の使用を「準営業目的使用」という。）
- ⑤ 営利を目的として行う展示即売会等。（以下、本号の使用を「営業目的使用」という。）
- ⑥ 第1号乃至第5号に準ずるもので管理組合が使用を承認した場合。

（使用の特例）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の場合には集会室を使用させることができる。

- ① 区分所有者等及びその同居人が葬儀を行うために使用する場合。
- ② 官公署が公共の目的のために使用する場合。
- ③ 電力会社、ガス会社等公益事業を営む者が組合員に対するサービスを目的として使用する場合。
- ④ 管理受託者が使用する場合。
- ⑤ 第1号乃至第4号に準ずるものその他で、特に管理組合が認めた場合。

(使用の制限)

第5条 前二条の規定にかかわらず、集会室の使用目的及び用途が次のいずれかに該当する場合は、その使用を認めない。

- ① 公序良俗を乱すおそれがある場合。
- ② 特定の政治活動又は宗教活動を目的とする場合。
- ③ 使用申込書記載の目的以外に使用するおそれがある場合。
- ④ 危険物、爆発物、毒物を持ち込む場合。
- ⑤ 区分所有者等以外の者が参加する場合（ただし、第4条に規定する場合、並びに講師、師範、その他管理組合が特に認める場合を除く。）
- ⑥ 管理運営上、支障をきたすおそれがあるもの、及び前各号に準ずるものと管理組合が認めた場合。
- ⑦ 使用責任者、使用者が過去に本規則に違背し、管理組合の指示に従わなかった場合。

2 前項各号の場合には、集会室が使用中であってもこの使用を中止させることができる。

(申込受付)

第6条 集会室の使用を希望する区分所有者等は、所定の申込書に使用目的、使用日時、集会室名、参加予定人員、使用器具、使用責任者等を明記し、使用責任者が管理組合（申込窓口の管理事務室）に申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号及び第4条第1号第2号の場合の申込みは書面を要しない。

3 第1項の申込みは、集会室の使用する日の属する月の前月1日の午前9時から受付ける。

(使用上の優先順位)

第7条 同一の期日及び時間に2以上の申込みがあったときは、次の各号に掲げる順位に従って使用者を決定する。ただし、同一の順位においては先に申込みを行った者を優先する。

- ① 第1順位 第4条第1号による区分所有者等の葬儀並びに第4条第2号の公共の目的による使用。
- ② 第2順位 第3条第1号による管理組合の使用。
- ③ 第3順位 前2号を除く第3条及び第4条の各号の場合。

2 管理組合は、前項第1号第2号の使用上必要ある場合は、優先順位に従い、後順位の申込者に対して申込日時、申込集会室を変更し、又、予約を取り消すことができる。

(申込受付の特例)

第8条 区分所有者等の文化、厚生、懇談グループ（以下「グループ」という。）が第3条第2号に掲げる目的のため、集会室を定期的に使用を希望する場合は、前条

の規定にかかわらず、あらかじめそれらの使用目的、使用時期、集会室名、参加予定人員、使用責任者等の必要事項を所定の申込書に記し、使用の1ヶ月前までに理事会に届け出てその承認を受けなければならない。ただし、使用回数は1週間に一度、使用時間は一度につき四時間を限度とする。

- 2 前項の場合において、同一の期日及び時間に二以上の申込みがあり、それらのグループの間で協議しても使用者が決定しない場合は、抽選により決定する。

（使用責任者）

第9条 集会室の使用責任者は、区分所有者等で成年に達した者とする。

（使用上の注意）

第10条 集会室を使用する者は、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、次の事項を守らなければならない。

- ① 使用申込書に記載された目的以外に使用しないこと。
- ② 使用中みだりに高声放吟したり、騒音を発する等、他の組合員の迷惑となる行為をしないこと。
- ③ 使用上必要な什器備品の配置は使用者が行うこと。
- ④ 使用責任者は、使用後直ちに清掃、タバコの吸いガラ等火気の後始末、戸締まり点検、使用備品の整理、鍵の返還等を遺漏なく行うとともに、その結果を所定のチェックシートに記載して管理事務室へ異常の有無を報告すること。
- ⑤ 空調機器、湯沸し器等の設備を使用するときは、使用責任者は事前に管理事務室に申し出て、その指示に従い使用すること。
- ⑥ 未成年者のみで使用しないこと。

（使用料）

第11条 集会室使用者は、次の各号に掲げる区分に従い管理組合に集会室使用料を納入しなければならない。

- | | | |
|------------|--------|--------|
| ① 準営業目的使用 | 1時間あたり | 300円 |
| ② 営業目的使用 | 1時間あたり | 1,000円 |
| ③ 前2号以外の場合 | | 無 料 |
- 2 使用者が予約を取り消し、又は使用を中止した場合には使用料を返還しないものとする。ただし、第7条第2項の規定に基づき予約を取り消された場合はこの限りではない。
- 3 使用料は管理組合の管理費に充当する。

（使用料の支払い）

第12条 使用責任者は、所定の使用料を申込と同時に管理組合（申込窓口は管理事務室）に納入しなければならない。

（損害賠償等）

第13条 使用者が故意又は過失により集会室の建物、設備を損傷し、又は什器備品等を毀損、もしくは紛失したときは、使用責任者の負担と責任において原状に修復しなければならない。

（使用記録簿）

第14条 管理組合は、申込み及び使用状況の記録を管理事務室に備える。

（規則外事項）

第15条 この規則に定めのない事項については、規約又は使用細則その他細則、規則の定めるところによる。

（規則の改廃）

第16条 この規則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この規則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（規則原本）

第17条 この規則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の区分所有者が記名押印した規則を1通作成し、これを規則原本とする。なお、この規則原本は朝日プラザシティサザンコーストA棟管理組合設立総会の議事録をもってこれに代えることができる。

2 規則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、規則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

本規則は、2007年 9月23日より効力を発する。